

## 山梨県果樹試験場車両賃貸借契約に係る一般競争入札公告

山梨県果樹試験場が発注する車両賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年4月14日

山梨県果樹試験場  
場長 曾根 英一

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名称 山梨県果樹試験場車両賃貸借契約
- (2) 納入場所 山梨県山梨市江曾原1204 山梨県果樹試験場
- (3) 賃貸借期間 令和8年5月7日から令和8年10月30日の間で、仕様書で指定した期間
- (4) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

### 2 事務を担当する所属

山梨県果樹試験場 総務課  
〒405-0043 山梨県山梨市江曾原1204

### 3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の規定に基づき、次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の認定種目（役務）のうち、「リース(車両)」に登録されている者であること。

### 4 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和8年4月20日までの山梨県の休日に定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

## (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年4月20日までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

### ①直接交付

この公告の日から令和8年4月20日までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において直接交付する。

### ② メールによる交付

メールで入札説明書を請求するときは、件名に「果樹試験場車両賃貸借契約に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、5の(8)に掲げるメールアドレスあてに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を入れること。なお、果樹試験場のホームページにある問い合わせフォームから請求しないように注意すること。

## (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和8年4月20日までの間（県の休日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所に持参すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和8年4月28日（火）午前10時

② 場所 山梨県果樹試験場 会議室  
山梨県山梨市江曾原1204

## (5) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 5 その他

### (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨

### (2) 入札保証金

山梨県財務規則第108条の2第に基づき、免除する。

### (3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は、これを免除するものとする。免除を希望する場合は、山梨県財務規則第109条の2各号に該当することを証する書類を提出すること。

### (4) 契約書作成の要否 要

### (5) 違約金の有無 有

### (6) 最低制限価格の有無 無

(7) 前払金の有無 無

(8) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 山梨県果樹試験場 総務課

電話 0553-22-1921

メールアドレス kajushiken@pref.yamanashi.lg.jp

別記「参考規定」

山梨県財務規則 抜粋

(契約保証金の納付の免除)

第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 令第百六十九条の七第二項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 契約金額が五十万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要がないと認めたとき。